

## 取 扱 基 準

名 称	自主防災組織活動助成金				
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■				
補助金の概要	自主防災組織が自主的な防災訓練を実施するうえで必要な防災資機材の購入等に要する経費に対し、助成金を交付します。				
目 標	数値化□ 非数値化■				
	自主防災組織が実効的な防災訓練を実施し、大災害が発生した際に効果的な自主防災活動が行われて、被害が防止または軽減されることを目標とします。				
	<目標が数値でない場合の評価方法> 自主防災組織の訓練実施率				
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。				
補助対象経費の内容	(1)防災訓練実施のための資機材購入費 (2)その他防災訓練実施のために要した経費				
補助額 及びその算定方法 又は補助率	●補助額：全額（R2.8 要綱改正により、補助対象経費の3/4から全額へ変更。限度額は表1参照） ※新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた防災訓練に対応するため、助成内容を拡充 《表1 交付基準及び助成限度額》				
		交付基準	防災訓練 参加人員数		
			助成限度額		
			1日で実施	複数日で実施	
		防災訓練参加人数に応じて1組織につき年度1回、助成限度額の範囲内で助成する。 ただし、複数自治会・町内会での合同訓練と単自治会・町内会での訓練を1回ずつ計2回行った組織にはそれぞれの訓練毎に年度1回ずつ計2回助成する。	5～19人	5,000円	10,000円
			20～29人	10,000円	15,000円
		30～300人	20,000円	25,000円	
		301人～500人	25,000円	30,000円	
		501人以上	30,000円	35,000円	
	※複数の自治会・町内会で構成される自主防災組織については、構成自治会・町内会ごとの訓練参加人員数に基づき算定した助成金額の合計額又は訓練参加人員数の総数で算定した助成額のいずれか（申請者が選択可）とする。				
	※訓練を複数日に分けて分散実施した場合は、助成限度額を5,000円増額する。				
	●新潟市が推奨する訓練（表2①～⑤）を実施した場合には、経費の範囲内で5,000円以内の額を増額します。さらに表2⑥を実施した場合は、表2①～⑤の実施有無に関わらず、10,000円以内の額を増額します。				
	《表2 新潟市が推奨する訓練》				
	①自主防災組織実行力向上訓練	②初動対応力向上訓練			
	③避難所運営訓練	④学校連携訓練			
	⑤避難行動要支援者訓練	⑥新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営訓練			
	※その他市長が推奨する訓練				
	<補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> 助成限度額を設け、自主防災組織が実施する防災訓練にかかる経費として相応の額を補助しています。また、全額を補助額としていますが、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた防災訓練に対応するための助成内容の拡充であり、令和5年3月31日までの特例措置です。				
開始時期	令和4年4月1日				
評価の時期	令和6年9月30日				
終 期	令和7年3月31日				
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕「新潟市補助事業で実施しています。」 〔媒体〕補助事業者の会報、事業実施時における口頭説明等				
担当部署	危機管理防災局防災課 電話：025-226-1143（内線31144） e-mail：bosai@city.niigata.lg.jp				